

昭和五十六年四月十四日受領
答 弁 第 二 七 号

(質問の 二七)

内閣衆質九四第二七号

昭和五十六年四月十四日

内閣総理大臣 鈴木善幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員榎崎弥之助君提出サウジアラビア原油輸入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員樫崎弥之助君提出サウジアラビア原油輸入に関する質問に対する答弁書

一について

1 昨年九月下旬に本格化したイラン・イラク紛争の影響により、ペルシア湾岸からのイラク原油の積出しが全面的に停止され、我が国は、当時の我が国原油輸入量の十パーセント弱に当たる一日当たり四十万バレル強の原油供給を失い、代替供給の確保が急務になった。

2 一方、サウデイ・アラビアは、イラク原油積出し停止の影響を緩和するため、原油の増産により代替供給を開始し、我が国は、サウデイ・アラビアから、同年十月から十二月までの間に、一日当たり四万バレルの代替供給を受けることとなったが、代替供給量としては不十分なものであった。

3 このような状況の下において、同年十月ごろ、在外トレーダーを通じて、同年十月から十

二月までの間に、一日当たり十四万バレルのサウディ・アラビア原油が供給される可能性が生じた。当該供給の条件は、当時のスポット取引における条件と比較すると極めて有利なものであり、代替供給の確保に寄与するものと認められたので、当該原油がイラク原油を輸入していた企業に供給されるよう配慮方を要望し、同年十一月に関係契約の締結に至つたものである。

二について

前記契約に基づく原油の船積みは、昨年十一月下旬から行われることになつていたが、船積み開始直前に、前記在外トレーダーから、サウディ・アラビア側の指示により船積みの実施が見合された旨の連絡があつたまま今日に至つている。船積みの実施が見合された原因及び理由は明らかでない。

右答弁する。